



が、実際問題といたしまして、收容した貨物の中では、非常に腐りまして、あるいは変質したというので、充てうに中で、廃棄して、もう買ひ手がない。こういう場合におきましては、税關長が收容した貨物をどうするか、廃棄できる、税關長が收容した貨物の中でも、廃棄して、もう買ひ手がない。こういう場合には廃棄できる、このうち規定に改めたいということです。

それから八十五条でございますが、これら、現在の八十五条の規定では、

貨物を公売、売却いたしました場合に、その代金をもって、公賣に要した

費用、収容課金、関税その他の国税に充てたあと、残金があります場合は、政令で定めるところにより供託する、政令の定めるところにより供託するということになつております。

これは現実の問題といたしまして、政令では、供託する前に、その取扱いと

きに、すでに質権、留置権を持つていた者がある場合には、その残金を所有者に交付するに先立つて、質権、留置権によって担保されていた債権の額に達するまで、質権または留置権を有していた者に金を交付するようには政令で定めております。これは現在政令でやつてることでございますが、この今の八十五条の規定を改正いたしまして、現在政令で定めていることを法律の条文でそのままつきり書く、こういふことにいたしたわけでございます。でも、もちろん質権者、留置権者を保護したあと、まだ残金がある場合には供託するという規定を次に置いたわけでございます。

よつて売却されました貨物は、輸入貨物とみなされませんで、買ひ受けた者から、輸入手続を経させて関税をとつて入ったのであります。この改正に

よりまして、刑事訴訟法によつて売却された貨物につきましては輸入した貨物とみなされますので、この場合に国庫に帰属するというようなことになつります。

く、本人に、所有者に貨物を返還しなければならない場合がございます。こ

の場合には関税を徴収することが必要でございますので、その本人に返す場

合には、関税を徴収するという規定を百三十四条で新たに置いたわけでござ

ります。これに伴いまして、一番最初に十一条がございますが、この場合に

一般的に国税徴収の例によつて徴収するんだといふ百三十四条の裏づけの規

定を十一条で規定したわけであります。

港税法につきましては、以上、出入港の簡易手続その他、税關手続の簡素化、それから執務時間外の貨物の積み出しのようないわゆる税關手続の適正化といふことを趣意といたしまして、以上のような条文の改正になつたわけでござ

ります。

それから港税法の別表につきまして、今まで税關が開港を規定しておりますのが六十四港ございますが、最近になりまして、福島県の小名浜、熊本

県の水俣、この両港につきまして、どうしても開港にしてくれと、こういう要望がございまして、この際、別表第一に、小名浜、水俣の二港をつけ加え

それから百三十四条でございます

が、それは今まで刑事訴訟法の規定によつて売却されました貨物は、輸入貨

物とみなされませんで、買ひ受けた者

から、輸入手続を経させて関税をとつて入つてきますのに、不開港に入ると

う許可をとりまして、手数料も取られ

ますし、事務が若干複雑化するわけでござりますが、開港にいたしますと、

そういう点が簡素化する、こういふこ

とになります。で、今の港税法の規定では、大体年間五千万円以上、船の隻數にしまして二十五隻以上が、一応開港には、港税を徴収するといつて規定を百三十四条で新たに置いたわけでござります。これに伴いまして、一番最初に十一条がございますが、この場合に

一般的に国税徴収の例によつて徴収するんだといふ百三十四条の裏づけの規

定を十一条で規定したわけであります。

港税法につきましては、以上、出入

港の簡易手続その他、税關手続の簡

化、それから執務時間外の貨物の積み

出しのようないわゆる税關手続の適正化とい

ふることを趣意といたしまして、以上の

ような条文の改正になつたわけでござ

ります。

港税法につきましては、以上、出入

港の簡易手続その他、税關手續の簡

化、それから執務時間外の貨物の積み

出しのようないわゆる税關手續の適正化とい

ふることを趣意といたしまして、以上の

ような条文の改正になつたわけでござ

ります。

港税法につきましては、以上、出入

港の簡易手續その他、税關手續の簡

化、それから執務時間外の貨物の積み

出しのようないわゆる税關手續の適正化とい

ふることを趣意といたしまして、以上の

ような条文の改正になつたわけでござ

ります。

港税法につきましては、以上、出入

港の簡易手續その他、税關手續の簡

化、それから執務時間外の貨物の積み

出しのようないわゆる税關手續の適正化とい

ふることを趣意といたしまして、上の

ような条文の改正になつたわけでござ

ります。

港税法につきましては、以上、出入

港の簡易手續その他、税關手續の簡

化、それから執務時間外の貨物の積み

出しのようないわゆる税關手續の

三角と特に競合してどうという問題は

○藤野繁雄君 それから資料の説明ですが、事故品によるミルク払い下げ数量調べですね、これがどういうふうな

○説明員(崎谷武男君) 現在におきまして、税關は給食会から閑税を徴収するといふことになつております。従いまして、今の文部省の調べで税關手続のまだ済んでいない「未」となつておりますのは、税關に対する報告が済んでいない、従つて税關は閑税をまだ徴収していない、こういふ

○藤野繁雄君 ソラすると、「未」といふのは税関が関税を徴収していないのだから、将来において関税を徴収すべき分だと、そういうふうな形になります。

○説明員（崎谷武男君） その点は今概要  
関でもおののおのにつきまして調査して  
おりますが、税関手続未済のものの中  
でも、飼料用に使つたとか、特殊な事  
例で、あるいはやむを得なかつたとい  
うことと税関が承認しなければならぬ  
ものがあるかもしませんが、大部分  
のものは今後調査の確定を待ちまして  
國税を徴収することになると存じま  
す。

円、そしてその一億五千万円は学校

給食用調理室の新設、設備の整備、これらいうふうなことに摘要が書いてあります。私、考えるのに、現在における学校給食の問題では、品物といふことも

大革だけれども、一方の方において、いろいろな材料をもらっていても、設備が完備しなかつたためにいろいろの問題が起るのじやないか、別な言葉で言つたならば、材料をもらつても、設備の金がないから、その材料を設備の金を得るために横流して不正行為が行われたのではないかということを想像しているのであります。もしもそうだとしたならば、今日学校給食の不正事件を防止するということは、設備がある程度完備していかなければならぬ、こういうふうになるのでありますから、一億五千万円の学校給食用調理室の新設、設備の整備というのはどういふことをされるのか、一応伺つておきたい。

だお話の中に登場しましたのやうれど

ますが、この設備費が不十分であるから従つて給食の材料費を横流ししたのではないかといふお尋ねでござりますけれども、施設設備につきまして

は、大体市町村から府県を通じて明細な仕様書を取っているわけでございまして、その半額を大体みてやつてているわけでございまして、従つてその施設設備の経費が不十分であるからいわゆるミルクあるいは給食用物資の横流しをしたというふうには、文部省としては考えておらないわけでございます。

○藤野繁義君 そうしますと、今度学校給食法を一部法律改正をしまして、中学校その他の給食の人員を増した、そういうふうな増したものに対する設備の費用としては、これだけで十分であるということになるのか。それから設備の整備というのはどういうようなことですか。予算書の説明によれば、学校給食用調理室の新設ということと、それから設備の整備、こういうよ

ていけるのではなかろうかといふ推測

をいたしておるわけでござります。  
なおこの設備につきまして、あるいは施設につきまして、この補助金の配分の対象になりますところの施設設備

等につきましては、一応文部省として、基準をこしらえております。もちろん各府県あるいは市町村でそれぞれその一応の基準を上回るものも自費でおやりになる分は、これはけつこうでございますが、一応最低のものとして、たとえば設備につきましては、人數に応じて「かま」はどれくらいのものが必要であるとか、あるいは截断機はどの程度のものが必要であるかという一応の基準を、人數割にして示しておるわけでございます。

○藤野繁雄君 次には学校給食費の準要保護児童の問題ですが、この準要保護児童給食費の補助に五千万円を予定しておられるようあります。これはある一定の基準によって算出されたと思うのであります。そうしてこの金

ことで、計画を立てておつたわけでご

さいます。が、本年度は実はこれは十分な金ではございません。私どもの実際財務当局に交渉いたしました数字は、もつと相当大きかつたわけでございま

○政府委員(小林行雄君) 準要保護児童に対する給食費の補助の問題でござりますが、御承知のように、実際の学校給食の現場に当つてみると、給食費が払えないために、その払えない児童に対する給食費を、たとえばP.T.A.でみてやらなければならぬとか、そういうことが非常にありまして、そのために給食の普及の上で一つの障害になつてゐるわけでございます。文部省としましては、実はかねてから準要保護児童に対する給食費の援助といふ考え方になるが、

○藤野繁繁雄君 そうすると、あなたの方は準要保護の児童としてはどのくらいの人数を想定をしておられるか。

實情によつて値段が變ってきておりますので、三万五、六千人よりは多少人數が伸びるかと思ひますが、しかし先ほど申しましたように、人數の点から申しますと、私どもの推測では、とにかくこれでは足りない、今後財政の事情の許す限りの範囲内で、これらの面の裏づけもできるだけ充実し、拡大していくきたいと、こういうふうに考えております。

大蔵委員会会議録第十五号 昭和三十一年四月六日 【參議院】

○政府委員（小林行雄君） 実は文部省としても、いろいろこの点につきましては、前もつて調査をいたしたことがあります。ただ現在各府県で就学奨励の意味から、そいつた児童に対する給食費を持つてある例がございます。しかしその府県の基準といふものが、それそれ非常にまちまちでございまして、府県では非常に甘く出しているようななどころもございますし、またある市町村ではずいぶん厳格に申しますか、高い基準でやっているといふようなものもございます。で、大体私どもの想定では、小学校についていえば、生活保護法による生活保護の適用を受けている者が、大体二十万ぐらい実はあるということになつておりますので、おそらくそれと同程度のものが標準保護児童としてあるのではないかうか、こういった推測をいたしております。

けにはいきませんので、税關の方へお話し合いをしたわけでございます。その後税關の方で御調査になり、また検察庁の方で御調査になつた結果、長崎県の給食の関係者は起訴になつておりますので、その起訴状によりますと、その公訴の事実は、水増しの中請を受け、それを払い下しておつた。横流しをしておつた。で、それは長崎県の場合は、青木某というブローカーに売り渡しておつたようござります。ただ途中でそれが正栄食品株式会社といふものに名義が變つており、最後には大利運輸倉庫とか聞いておりますが、そういうところへ所有者が転々としているようござります。

思つております。  
なお御承知のように、昨年の国会で、日本学校給食会法といふものが成立いたしまして、從来の一財團であつたところの日本学校給食会が特殊法人になり、その日本学校給食会からミルクを売り渡す先につきましても制限の規定が設けられまして、各府県の給食会、これは支部長ではございません、各府県それぞれ団体をこしらえておるわけでございますが、そういつたものにつきましても、ある程度文部省の方から指導し監督することができるようになりましたので、できるだけそういう面について、誤まりのないよう指導をして参りたいと思っております。絶無になるかというお尋ねでございますが、文部省としては、これはこういったミルクの横流しといったよろなことが、単に給食の、何と申しますか、今後の振興のために非常な障害になるばかりでなく、一面考えますれば学童なりその保護者である父兄に非常な疑惑の気持を持たせるというようなことを考へられますので、絶無になるようになりますので、絶無になるだけの努力をして参りましたと思つております。

ろの給源を絶無にして、そうしてからに今度あなた方が出された通牒のよるなものによつて厳格にされたならば、これは自然なくなるものではないかと思ふのであります。その点十分につ御注意を願いまして、私の質問を打ち切ります。

○委員長(岡崎眞一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけた。質疑は一応この程度にとどめまして、次に物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行税法におきましては、デジタル受像機及びその部分品に対する物品税は、原則として三十%の税率で課せられることとなつておりますが、十四インチ以下のブラウン管を使用したテレビジョン受像機及びその部分品につきましては、その生産及び普及の状況等を考慮いたしまして、本年六月三十日までは一五%の軽減税率が適用されることとなつているのであります。

従いまして、本年七月一日以降は、何らかの改正をいたしませんと、これら十四インチ以下のものにつきましても本来の三十%税率の適用を受けることになるわけであります。しかしながら、最近における十四インチ以下のも

のの生産及び普及の状況等にかかりみるときは、直ちにこれに三〇%の税率を適用することは適当でないと認められますので、他の課税物品との権衡を考えし、その間においても、昭和三十年六月三十日までは、更に一七%の軽減税率を適用しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(岡崎貞一君) 本案の質疑は後日に譲りまして、提案説明前に返りまして、関税法等の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

とかしなければならぬと思つておるの  
か、その点について、いま少しく当局  
の見解を二つ載せておきたい。

○政府委員(小林行雄君)　学校給食用の具体的にして誠意ある御見解を厚く  
りたいと思うのでござります。

本邦に輸入されたミルクは、最初輸入港で厚生省の係官の検査を受けるわけですが、いままで厚生省の基準で学校給食用にこれ以上は輸入されることはございません。で、検査を受けましたときには、厚生省の基準で学校給食用にこれが

は供することは不道であるともう少し  
は、事故品として、これは、はつきり  
証明書をもらって、また税関にも手続  
をいたしまして、払い下げをいたすわ  
けでございます。そういうものを除  
きまして、各府県にそれぞれの需要量  
に応じて渡されたものにつきまして、  
ただ途中で、たとえばいろいろな輸送  
等の関係から変質する、あるいは腐敗  
するといったようなものが出来ました場

に回つておるようで、いわざります。従つてそのために粗悪な食品ができるといふことは云々で、さういふところ

うことは大体ながらうと思つております。ただ長崎の場合はこれとは違います。して、いわゆる事故品でないものを横流しをしたといふ事件でございますので、ただいまのお尋ねの趣旨とは少し違つておると思います。

するものです。それだけにまことに氣の毒な子供たちでございまして、その氣の毒さと共に二才のこどもが六三

品を売つてもうけたり、中毒のために命を取つたりするがことは、断固これは許容すべきものじやない。そういうものに対して、ちょうど今関係局長も来ておるこの際にお伺いしておきたいのですけれども、二つ、うつむこて

して当局が徹底的な処置をしたことを聞いていない。この際、具体的に申し述べるならば、今後、かような業者に対し如何なる方針をもつて臨むのか、その卓識をはつきりお聞かせ願いたいと思う。

○政府委員(小林行雄君) 実は昨年の三月に輸入の脱脂粉乳が船積みの関係から非常に少くなりましたので、その際、国内産の脱脂粉乳を購入して学校給食に乗せたことがござります。これは国内産を学校給食に乗せた初めてのこととございますが、その第一回目に御承知かと思ひますが、雪印の事件が起きたようなことでございまして

から危ないということは実はないと思つておりますけれども、実際第一回

この国内産使用の際にそろそろ中  
毒事件が起きましたこともありま  
して、国内産の使用につきましては、  
まあこれは輸入と同様に厳格に取り  
扱っていきたい。もちろん、たとえば  
中毒事件を起したようなものについて  
は、二、三の弊へつゝことは考慮す

○野溝勝君 これで私は打ち切りますが、局長は、嚴重に考慮するというだけでなくて、森永のごときは再三事件を起している常習業者である。こういふものは少しくらいの罰金くらいで改められるものでない。一番大事なことはもう營利の道を断ち切ることなんですね。利潤追求の道を断ち切ることです。戒めのために、そういう者は五年間いろいろなことができないかできるか、また

○委員長(岡崎貞一君) 速記をつけて。

木案の質疑はあとで譲りまして、  
に租税及び金融等に関する調査を議論  
とし、金融問題に関する件を問題にせ  
します。本件について野溝委員より質  
言を求められておりますので、これな  
許します。

○野瀬勝君 大臣にお伺いいたしました。本委員会には大臣の出席があります。ないようなんでございまして、今日ここに質問の機会を得たことありますて、委員長のお取扱いに対しまして感謝いたします。

大臣から本会議におきましても、予算総会におきましてもいろいろとお説聞いておったのでございますが、三、四年度の金融政策と申しましようか、それには金融方針と申しましようか、それにはするまとまったく御意見は伺つておりますが、詳しく述べてもけつこうでございませんが、一つ骨組だけでもこの際

100

卷之三

卷之三

用、これはむろん確保する。さらに民間資金におきましても今後……まあ私はやはり物価政策の上からいって不急不要の資金が出ることはやはり適当でないと思つております。従つて、やはり重点的な考え方はある程度用いまが、こりうよりな買手市場にならうと思つておりますが、いずれにいたしましても、金融政策としては、ます国の所要する資金を確保して民間資金の需要も十分満たしていく、こういうふうな方向を進めていこうと考えております。

○野瀬勝君 大臣がお坐りになつてい

ますから、不肖も坐つて質問いたしま

す。今大臣からあらまし金融に対する

基本的な考え方をお伺いしたのです

が、その資金の調達の点、あるいはそ

の資金確保の考え方、それはよくわ

かつたのでございませんけれども、この

資金確保に当つて、国内からの資金確

保の点と、それから外国からの、たと

えばアメリカ等を中心とする資金援助

の関係等もあると思つるのでござります

が、それとの間に合わせにおいて、

最近、米ソが援助政策で国際的にいろ

いろ動きを示しておることは御承知だ

るところのセイロンあたりにまでも援

助の手を伸ばしておるわけなのです。

であるインド、パキスタンを初め、最

近においては中共にゴムを輸出してお

るところのセイロンあたりにまでも援

助の手を伸ばしておるわけなのです。

今後日本がアメリカとの援助関係を

する場合において、十分これらの点を

検討されておるかどうか。さらによ

ります。金利の上から言えば、もう短

時間につきましては大体私は国際的な水

準にほとんど近寄つてきておる。日本

の金利も近寄つてきておる。非常に日

本の金利が高い高いというような時代

において国際金利の水準に比べて

なお高い、これはあります。短期に

おいてはもう近寄つておる。今後長期

の資金を平準化して長期の金利も下げ

いくつもりですから、これも将来国

際的競争力を持ち得る金利になるだろ

うと期待しております。そういうよう

な見地から、私は円資金の金融に関す

る限りにおいて、外國資金に依存しよ

うといふような考えは今後においてと

べき態度でない、こういふうに考

えております。

○國務大臣(一萬田尙登君) この金融

関係、特に国内金融関係において外資

を導入する、こういふことは今日むろ

ん私は考えておりません。また考える

べきことではないと考えます。これと

日本の国内の金融情勢から見まして

も、外資を導入して、それを円資金に

してそして金を使つといふようなこと

は、むしろ私は弊害がある、国内の資

金で十分まかない得ると思ひます。こ

れで、むしろ将来に禍根を残すといふうに

考へておきます。むろん、それだから

と言つて、外資の導入をやめるとい

うのではありません。それが円資金調達

の意味をもつてやることは私は慎重に

考へております。むろん、それだから

考へなければならない。機械でも、ほ

んとうにこのものを輸入するに必要な

お金等もあると思つておることは御承知だ

ります。さらに、最近

ある外貨について適当にこの外貨を利

用するといふことは、これは普通の取

引であります。これについては異存

はありません。それから、金利の点で

これはやはり外國の金の金利が安いから

融通をしようとするこれも不適当であ

ります。金利の上から言えば、もう短

時間につきましては大体私は国際的な水

準にほとんど近寄つてきておる。日本

の金利も近寄つてきておる。非常に日

本の金利が高い高いというような時代

において国際金利の水準に比べて

なお高い、これはあります。短期に

おいてはもう近寄つておる。今後長期

の資金を平準化して長期の金利も下げ

いくつもりですから、これも将来国

際的競争力を持ち得る金利になるだろ

うと期待しております。そういうよう

な見地から、私は円資金の金融に関す

る限りにおいて、外國資金に依存しよ

うといふような考えは今後においてと

べき態度でない、こういふうに考

えております。

○國務大臣(一萬田尙登君) 御 趣旨

は、日本が対外投資をもする場合に、

外國も同じようなことをやる、その場

合の金利について、日本も外國並みに

勉強するか、こういふ御質問でしょ

うか。御質問の御趣旨はそうでござい

ますか。これはもちろんそれぞれの国

の趣旨でござります。

○國務大臣(一萬田尙登君) これは、

安定という内容がどの辺まで安定とい

うか、特に経済の場合に、雇用関係等

まで含めての問題とすれば、これは私

はなかなかいかずとも言えない。しか

し、少くとも日本の経済が安定した、

その中の金融関係は特に安定度を増し

てきた、こういふことは申し上げるこ

とができると思つております。

○野瀬勝君 それは、輸出がふえたと

か、あるいは豊作だとか、あるいは物

価が横ばいだとかいうことによつて安

定せるかのごとく大蔵当局は発表して

おるのでございます。しかし、日本の

国民生活の動向から見れば、金融政策

について是非常に不満があるわけなん

です。と申すのは、大体物価は横ばいだ

とか、大蔵省あたりの見解は行き過ぎ

である。これは銀行局長にお伺いする

のでございますが、私は大きな誤まり

は特に考慮を加えて、力を注いでいか

た、その動きによってはどういう働きかけをしようとするのか。もつと具体的に申しますならば、たとえば、金利関係から特に抑制措置をとるということは、それほど必要ではなからうと思つておりますが、いずれにいたしましても、金融政策としては、

ます国所要する資金を確保して民間

資金の需要も十分満たしていく、こう

いうふうな方向を進めていこうと考えております。

○野瀬勝君 大臣がお坐りになつてい

ますから、不肖も坐つて質問いたしま

す。今大臣からあらまし金融に対する

基本的な考え方をお伺いしたのです

が、その資金の調達の点、あるいはそ

の資金確保の考え方、それはよくわ

かつたのでございませんけれども、この

資金確保に当つて、国内からの資金確

保の点と、それから外国からの、たと

えばアメリカ等を中心とする資金援助

の関係等もあると思つるのでござります

が、それとの間に合わせにおいて、

最近、米ソが援助政策で国際的にいろ

いろ動きを示しておることは御承知だ

ります。さらに、最近

ある外貨について適当にこの外貨を利

用するといふことは、これは普通の取

引であります。これについては異存

はありません。それから、金利の点で

これはやはり外國の金の金利が安いから

融通をしようとするこれも不適當であ

ります。金利の上から言えば、もう短

時間につきましては大体私は国際的な水

準にほとんど近寄つてきておる。日本

の金利も近寄つてきておる。非常に日

本の金利が高い高いというような時代

において国際金利の水準に比べて

なお高い、これはあります。短期に

おいてはもう近寄つておる。今後長期

の資金を平準化して長期の金利も下げ

いくつもりですから、これも将来国

際的競争力を持ち得る金利になるだろ

うと期待しております。そういうよう

な見地から、私は円資金の金融に関す

る限りにおいて、外國資金に依存しよ

うといふような考えは今後においてと

べき態度でない、こういふうに考

えております。

○野瀬勝君 次にお伺いしておきたま

ういう考えを持つておるか。この際そ

の見解の大筋だけでもけつこうでござ

りますからお答えを願いたいと存じま

す。

○國務大臣(一萬田尙登君) 金利関係、援助物資との金利関係、そ

の他にいろいろあると思うのでござい

ますが、そういうような点についてど

ういう考え方を持つておるか。これらは

もう過ぎ去つておる。まず、長期の

金利も近寄つておる。まず、長期の

なければならない、かように考えておるのであります。もう何もかもこれでいいのだという、どう見てもりっぱだらいう意味合いに日本の経済あるいは国民生活全体を見るということは、これは私もできないと思っております。そういう方向に行き得るような道が今開け、その方向に進んでおる、私はまあ、かのように考えておるわけであります。

○野溝勝君 これは今言う安定の度合いという点に、要するにその規定と言いましょうか、その点については資本主義的な見方もありましょうし、社会主義的な見方もありますから、その点については今ここで結論を得ようとは思いません。ただ、しかしこの際、私は特に考え方を願いたいのは、物価が横ばいしたというようなことを安定したと、大蔵当局も、あるいは財界方面でもよく新聞に出しておるわけなんです。しかし最近の三月十八日の審議序の発表によつても明らかになつておりますが、鉄物価が全然大きくな昇を示しておるわけです。その内容をみると、農村食糧関係はほとんどむしろ下っている。ほかのものはみんな上る。現に水道にいたしましても、私鉄等におきましても、東京あたりは三割、三回といえどまだわざかな金でございますが、十円が三円でござりますから三割でございます。ガス、それからこの国会が終れば運賃が上がるようなことを言つておるが、あるいは事実か嘘さうなわけで、決して物価が安定したなんということを言つことは非常

な誤まりで、むしろ今後の金融政策を立てることにおきまして、私は十分これらの方に付けて関心を払つていただきたいと思うでございます。

○野溝勝君 ふえたのはインベントリー・ファイナンスと、それから食管特別会計というお話しのようでございますが、大体食管特別会計の方は別といたしまして、思つことは、日銀券の発行高が三十年の年度末までに五千七百四十七億というようなことで、前年度より四百四十億ふえたのでございますが、この増發分といふものは、これは主に外國為替関係の方にふえたと言つておられますけれども、もしそうだとすれば、それは貿易の超過分、貿易じりの問題でございますか、どういう方面でござりますか、その点をお伺いしておきたいと思いま

す。

○政府委員(東條猛猪君) 日本銀行券が若干前年度に比べてふえておるが、どういうことが原因であるかといお尋ねでござますが、今もお話しございましたように、もっぱらの原因是財政関係でござります。財政関係と申しますと、今のお話しの外国貿易、輸出貿易が伸びました場合におきましては、外為特別会計の資金が出て参ります。

○野溝勝君 そらしてみると、結局貿易の振興、日本の經濟界安定ということは、貿易の振興もその一つの理由になつておるのでございますが、結局以上から見ると、この貿易の振興といふことは一種の出血貿易ということにとつても差し支えないですか。

○政府委員(東條猛猪君) また大臣からお話しはあるかもしれません、私がよろしくお聞きしておきたいと思いま

す。

○野溝勝君 大臣の追加説明でよくわかれと頼まれてゐる。中小企業の方はかえつて金融引き締めという矛盾背反の現象をきたしておる。ここに大きな

○野溝勝君 いつて、そら地ならしをしてい

く。そういうことを一応済ませて、さらにはそういうふうに持つていこうと、

かように考えております。

○野溝勝君 大臣の追加説明でよくわかれと頼まれてゐる。中小企業の方はかえつて金融引き締めという矛盾背反の現象をきたしておる。ここに大きな

○野溝勝君 いつて、そら地ならしをしてい

く。そういうことを一応済ませて、さらにはそういうふうに持つていこうと、

かように考えております。

○野溝勝君 かのように考えております。

○野溝勝

○國務大臣（萬田尚豊君） 私は中小企業の今日の社会的地位からいたしましてお困りになつておる。従つて政府、国としても、特にこの中小企業対策に意を用いなければならないといふことは重々承知いたしております。そこで今日、今御質問の点について若干私の考え方を申し上げたいと思います。

まず、この中小企業でもいろいろあります、一つ分け方をメーカーの中企業、いわゆる企業家の中小企業、これについては私は、特に金融も今日のような情勢でありますから、大企業としては金融にお困りになることはないであります。非常に金融上悪まれてきておる。従いまして從来のように大企業が中小企業に対していろいろな商品の納入に対する支払い代金を滞れども、ある程度手形と現金の払う方法についても、若干現金をふやして上げる、割合をふやして上げる。手形についてもまた前のように金融に困つてゐるときの惰性が依然として続いて長い手形を渡す、そういうことのないようになら。払う方について特にそういうことを——これは今回公取の方からも一つの法案が出て、そういう支払い促進の法案が出ておりますから、これは金融機関を通じても具体的にやらせるつもりであります。

それから中小企業自身と大企業との結合のあり方、これはあるいは通産省あたりの特に御配慮に相なることかと存するのであります、私どもこの金融に関する者一人といたしましては、これは系列化をどうしてもした方

すると、造船の中に中小企業、おそらく何百というような関係者が一つの造船所にあると思うのですが、こういったものについてはせひととも一つ系列化をして、中小企業といえども大企業と一緒に緒になつて一つの企業形態を形成するというような考え方をしたらどうだらう。

それからまた金融については、中小企業の場合は従来問屋制度というものが日本では非常によく働いておつたと思うのです。これが敗戦でもつてすべて廃止されました。それでその問屋的な役目をだれが果すべきかということですが特にやはり考えるべき問題だと思っております。これは、これを組合でいけるところは組合ということを考えられますが、足りないところは今のように系列化して、大企業は十分問屋的な関係はやめるべきで、いわゆる問屋が中小企業を支配するということのないよう、あるいは搾取することのないような一つ形態を考え、めんどくさみしていく。これは銀行 자체がそういうような役目を果すのも一つの行き方じやなからうか。こういう点はそれぞれ関係者に研究をさせております。

それから流通関係、中小企業につきましては、これは今度自販店法も出たようではあります、やはりこれは日本の現状においてはあるいろいろなものを考えるべきじゃないかと、今度はおそらく一度を最も有効に活用する、同時になれるべきじゃないか。そういうふうにして、同時にそういうふうな現在ある制度を最も有効に活用する、同時になれるべきだぬところの資金籠について、政

府の中小企業関係機関は資金量をでき  
るだけぶやしていく。こういうふうに  
考えて、同時に私はこの際大銀行等の  
協力も得まして、大銀行はこれは中小  
企業の店舗等を持っておるのであります  
すけれども、大銀行の営業形態からい  
たしまして、中小企業に手を出すとい  
うことはなかなか言うべくしてできま  
せん。まあいなかの中小企業のあるよ  
うなところに出しても、預金が集まる  
という程度で、なかなかこれは手が伸  
びない。ですからこれは資金的な援助  
を大銀行から受けて、その資金が中小  
企業専門家をもつて中小企業にいくよ  
うに運営していくというような金融機  
関を一つ考えてみたいというふうにも  
考えて、これはいわゆる不動産銀行と  
称せられる銀行の設立がもしも申請が  
くれば、そういうよのうなところも加味  
して考えてみよう、こういうよのうな構  
想も持っているわけです。

たところ、実に中小企業には冷感であります。そこでいろいろ結論が出ております。その状況をよく見ますといふと、大体銀行といふものは、なかなかもうかるようになります。それで歩積み——画大体零細企業に対しては歩積み——画建預金といふのですか、銀行の言葉で何と言ふか知らぬ、一応関係者はそう言っています。これを強要されていて、最初金を借りるときにこれだけ積金には利子がついておる。こういふうなことは正常取引かどうかと思うのです。それから今の両建預金などもそうです。両建預金は、銀行の金利は高くて、それから預金の金利は低いといふことになる、こんなうまいことはないのです。こりうまなことを強要されておることが、中小企業の立つていかない理由の一つになつています。最近は金利は下つたからそれほどでないと思うのでござりますが、しかるに中小企業公庫の扱い方に對し簡単にできなかつたと思ふのです。本委員会において中小企業公庫の法案の審議の際に申し上げておいたのでござりますけれども、国民金融公庫のように簡易にできなかつたと思ふのです。そこで、この点はむしろ当局の考え方と一致しているかどうか。それから一般銀行が中小企業公庫の窓口に引き受け額といふのがあるのでござりますが、その引き受け額の銀行を通してそれを扱つておる、すなわち一つの引き受け額といふのがあるのでござりますが、その際融資申込者の多くは地方

銀行などから貸借金があるわけですが、そうすると中小企業金融公庫から金を借りるあつせんをしてやるといふのはどうも非常にそういう点については御見解をお伺いしたいと思います。はだおもしろくないと思つております。

○國務大臣（一萬田尚登君） たゞい、

その話は非常にごもっともな点で、いつも非常にそういう点については、融資を受けても銀行から借りても金の肩がありにされてしまう、そん

ういうようなことで、かえつて中小企業公庫は一種の債務銀行の肩がわり機関であると公庫の性格から言いましても、この点は十分注意しなきゃならぬと私は思つております。

それからいま一つ、この点は大臣によく聞いておいていただきたいのですござりますが、中小企業の資金の需要状況を見ると、需要資金額の借り入れやすさ、功能度、すなわち借り入れ希望額に対する実際借りることのできた割合、これが最近率は上つて参りました。率は上つて参りましたけれども、依然として信用度が中小企業者は低いので、結構に梗概預金といわれておりますが、梗概預金、これは銀行局長よく御承認だと思います。梗概預金がこの中小企業の調べによるといふと、四〇か五〇%、これは政府の発表でござりますから、うそなら、まことに国会を辱したものであると思ひますけれども、こういうよろなことに対し銀

しは松よ まか行と傳より正知 俗稱しほれ、成狀にて はこ、栗内栗、おけを

て、これが是正に努力をいたしておるわけであります。特に中小企業等について、これは前の、金融がそれほど緩慢でないときでも、特に私は中小企業について歩積みをとるというよくなことは、借りる金額 자체が小さいために、非常に負担になるからというのを、やかましく言つておつたのであります。が、今日のこの金融情勢においてなおかつそういうことが依然としてあるということは非常に曖昧なことです。これは銀行局にも命じまして、十分今後強く警告を発しまして、必要な措置をとるためにやぶさかではありません。それからいろいろ中小企業金融公庫等の貸付ですが、これを簡素化する、これも私はこもつともと思います。同時にある程度これは今後の事業が漸次多くなるにつれて、直接に自分で貸す、代理貸しでなくして、できればなるべく支店もある程度地方にも持つて、そうしてめんどうを見ていくのがよからうと思いまして、私はそういう方針もとつていただきたい。言いかえれば、支店も許してやろう、こういうふうに考えておるわけであります。

その他のことにつきましては皆ごもつともなことであります。事務当局を督励いたしまして、御趣旨に沿うように努力いたします。

○野満勝君 率直な大臣の御答弁を聞きまして、本員としては現段階において満足の意を表するものであります。金融事業といふもののめんどうなこともよくわかつております。わかつておりますが、今日の日本経済の状態から見ると、特に以上のような点は政府の方針と一致しておらぬのでござります。

の動きは一休どうお考えになつておるのか。それは自由だから差しつかえないようなものでござりますが、今後金融の無政府性なこの事態を現出することになると、将来必ずやこしい問題が起つてくると思うのですが、当局はこの動きに對してどう考えられておられますか。この点をお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣（一萬田省登君） 地方銀行で、例外的にはむろん預金の集まるところが必ずしも貸し出しが多いとは限りませんところもあります。しかし原則的にはやはりその地方で集めた資金をまず地方の産業なり、広い意味の商業、事業並びに商業等に還元をする、そこで使う。これはもう原則的にさうな指導をしておりまますし、またそろそろあるべきだと思うのです。そうしないと結局その銀行の預金は伸びません。預金源が地方にあるのであるから、やはり地方が培養していくないと地方の銀行の預金はふえるものじやありません。従いまして、運営の基本方針としては今申したようでありますがたがん。しかし、今日東京等のゴール市場が相当大きくなります。今後おそらく、これは私の考え方では千億をむろんこえる資金が東京市場ではゴールとして動かなくなつてはならない。そういうふうに、こういう市場の拡大につれましてそれを利用するのであります。場合によつてはいなかの銀行が一時資金が余つたから、たとえば県庁や市役所からまとまった預金でもあればすぐに地方で運用ができない。それを東京のゴール市場に対して運用する。そのためには東京に支店があつたがよからう。あるいはまた東京のゴールがゆっくりしておる。ちょうど地方で金が要る、それ

では東京の金を一つ地方に回してあるう、そのコールをとる。そういうふうな状況で、地方の銀行で支店を持ちたいといふ希望がある。これはある程度、そういう意味からは意義がないこともないと私は思っていますが、しかしながら経営者がそれほど楽ではありませんから、大蔵省としてもこれを許すことはそら自由にいたしておるわけではありません。大体私が今申し上げましたような趣意で地方銀行を信用いたしておるわけであります。

○野満勝君 それでは必ずしも野放についていこうとは思わない。コール市場の関係のあるものに対する対策では、こわはいたし方がないが、その他のものに対する対策では、なるべく注意する方針であるというふうに私は受け取ったのですが、それでは間違いございませんか。

○國務大臣（一萬田尚登君） 大体さうでござります。

○野満勝君 まことにけつこうなお考えでござります。

次にお伺いしておきたいことは、金融制度調査会といらうのがござりますが、この金融制度調査会といらうものは、これは国会より権能のあるものでござります。私がこういう質問を出すのならぬことが金融制度調査会で審議、研究されること、これはいいのです。しかし相当国会で問題にわからぬこと、大蔵委員会で問題にならぬことが金融制度調査会で審議、研究されるることは、これはいいのです。具体的に申すと、たとえばすでに本委員会及び国会の協賛を得て調査会において問題視される場合がありますが、

得て法律になつたそらした問題に対して、それをまたその金融制度調査会が、蒸し返しとやかく批判をしておる。具体的に言えば、金融機関の調整についての問題、調整などの問題を具体的に話されておるといふよでござりますけれども、さような重大問題がかよまなところで勝手に論議され、またそれが発表され、われわれ委員をあぜんたらしめている。結論を出すことはできるのでござりますか。

○國務大臣（一萬田尚登君） そらナシと銀行の方の、たとえば業務分野をどうするかという、そういう問題ですか。

○野瀬勝君 そうです。

○國務大臣（一萬田尚登君） これは今度法律で作られまする金融制度調査会というものの、それに一つ何としても、今何もかも銀行の名称を冠しまして、従来の無尽も銀行になつておりますて、それから信託も銀行になつて、それで、分野が大へん入り組んでおります。このものはですから、もう少し私はこれは整理した方がいいというふうな気持を持っておりますが、どういうふうにするかは金融制度調査会にかけてやる。この金融制度調査会の制度は、法律によつまして国会の御審議を受けて作る、あるような段取りになつておりますて、ただいまそのほかで業務分野をかれこわ直しをされるるといふようなことにならぬから別でございますが、昨年ないしは一昨年あたりに決定になつたその法律が、再び金融制度調査会においてやり直しをされるるといふようなことにならぬ

は、それは意見の出ることはいいけれども、政府当局ないしは国会から提案し、可決した法律としては不見識であり、不謹慎そのものだと思うのです。そういふのが對しては、少くともそなたやすく金融制度調査会において左右されるべきものじゃないと思うのです。そういう点について、もちろん意見を徵するということは必要でござりますが、輕率に金融制度調査会においてこの案が出て、こうなつたからこうしろといふ、また、これがそななるのだというような印象を國民に与えることは、本委員会を無視するものと思うのです。そういう点について今、大臣の御所見を聞くと、非常に慎重な御意見のようであるから、了解いたしますが、今、大臣の答弁されたような方針でいかぬと、ややともすると調査会の方が悪いとする議論を持ったような發言をされると、國会以上の権威を持つたよな發言をいたします。この点は一つ十分御留意を願いたいと思うのでござりますが、いかがでござりますか。

國会に持ち込んで、御審議を願つて、いろいろ御意見によつて御決定を願う、かようになりますので、決して從来いろいろとすでに法律になつてそれを実行しておるもの、勝手にとやかく申すことはないわけござります。どうぞ御了承を得たいと思ひます。

○野溝勝君 もうあとそれじや二点についてお伺いしたいと思うのですが、最近聞くところによりますと、通産省が三十一年度の資金融資について、開発銀行に対する資金融資の補充の重点を具体的に新聞に発表になつたのでござりますが、かよくなことは、一体通産省が具体的に資金融資のワクについてのこまかいことまで左右するのでござりますか、この点を一つ聞いておきたいと思うのです。

○國務大臣(一萬田嵩登君) そういうことはありません。おそらくそういうことがありますれば、通産省としては産業政策に当つております関係から、こういうようなものはこういう程度、こういう方向で出してほしいといふ希望であると考へております。

○野溝勝君 その希望ならよくわかるのでござりますが、われわれが本委員会において日本開発銀行法を審議したときには、自主性をある程度持たせたものであります。これがある官庁から融資の方法を強要するといふようなことになると、党利党略的となり、非常な誤解を招く受けます。むしろ私は、大蔵省がさような意見を出すといふならわかるのだと存じますが、一つの省が強行せんとするといふようなことに見られると、まことに金融機関が党利党略機関に見

明を聞くと、非常にごもつとも聞いて聞えます。大蔵大臣は何といいますか、党人育ちでないのでござりますから、非常にまあやさしいところがあると見られるのですが、もう一期もお務めになつたのでござりますから、そろそろ純粹経済人として奥の手を出していいのではないかと思ひます。本問題に関し新聞に出ておりましたから、誤解を起してますから、十分注意していただきたいと思います。

次にお伺いしておきたいことは、先般大臣は衆議院におきまして、朝鮮銀行の復活を認めていいようなふうな口吻が新聞に出ておりましたが、私はそれは事実かしないかということに対しこざいますが、とにかく資金力の貧弱な、そして非常に危険性のあるものを、私は政府がしょい込むよくなことになる。むしろかような運営について非常に自信のないようなことをすると、いうことになると、ひとり政府の責任というだけではなくて、国民に及ぼす影響も大きいと思うし、さらにさよならうことになるとすれば、台湾並びに南方方面のいろいろ関係業者もまたどういふ意見を出さぬとも限らぬのでござりますが、その間の真相がいろいろ伝わっておりますが、この際、その間の真相について御所見を承わりたいと存じます。

○國務大臣（一高田尚義君） 今度閉鎖機関令によりまして、朝鮮銀行の在外財産の処理をいたしましたが、それは法案を御審議になつておるわけでござりますが、それによりまして、約十七億円程度のものが朝鮮銀行の旧株主に返

方々がこの十七億円をどういうふうに御処理なさるかは、これは政府として関与いたすことではございません。が、もしも株主の方々がこの十七億円をもつて新しい銀行を設立されるということであれば、よく内容に検討を加えて、将来十分やっていけるという見通しがあれば、その申請は受け付けてよからう、そして大体今予想されるこの銀行の性格は、中小企業金融専門の不動産のある……、中小企業の方の持つておる不動産を担保で営業資金を調達できるようにしてほしい、こういうことになります。それで、私の考え方としては、その趣旨はいいのではないかというふうに考えておるわけであります。それで、申請があれば許そぞ。ただ将來十分収支相償していくかどうかという点が問題であるのでありますので、私は先ほどちょっと私の中小企業金融に対する考え方を申し上げました。が、大銀行にこれに對して資金的援助をお願いをして、そりして相当な資金量にいたしまして運営をはかる。そうして今後の發展いかんによつて金融債を発行する。この金融債は、まあ普通の金融債になりますが、そういう金融債を発行することによつて成り立つていくのではなかろうか、こういうようになります。将来十分やつていけるといき見込みが立つ場合において、さらにそれが中小企業金融ということを目標とするなら設立を許そぞかと、今考えておるのでありまして、全く旧朝鮮銀行の株

○野溝勝君　どうも大臣の答弁を聞く  
といふと、まことに憤重な御所見で、  
さように新聞に報道されるならばよい  
のでござりますけれども、それが飛躍  
して伝わります。きょうお伺いいたし  
ましてその全貌が明らかになつたこと  
については了解するものです。  
そこで先ほど大臣の言われるには、  
不動産担保の金融機関として考えてい  
るというのですが、大体今日でさえ銀  
行業者が多くなつてきておるし、さら  
に中小企業のためにも考えておるとい  
う御意見でござりますけれども、中小  
企業の金融機関はそれぞれできており  
ますが、失礼でござりますけれども、  
まあざつくばらんに言えば半身不隨と  
まではいかぬけれども、物足りない点  
が多いのです。金融量などは、また資金  
量などは少いのでございます。またそ  
の資金についてもこやかましいことを  
言いまして、大臣の思ったよにはな  
かなか融資されないのでございます。  
先ほど申しました通り、いろいろ困難  
な事情と条件があるのでございまし  
て、これらの解決も未決の中にあつ  
て、外国の銀行失業者救うといふよ  
うな考え方でやられては、これはとん  
でもないことになるのでございまし  
て、さような点については大臣は慎重  
を期するということでござりますか  
とを先決事項として十分お考え願いた  
いと思うのでござります。この見解に能動的に、そし  
て簡単に資金量を豊富にやるといふこ  
とを大臣はどういうふうに思われてい  
ら、これ以上私の口から申し上げること  
はございません。



われてございます。この全部がすでに  
書かれておりますところの横流しであ  
るかどうかと、どうことにつきましては、  
非常に疑問があるかと思います。私ど  
もの方で横流しと言つておりますもの  
は、事故品でない、正しい脱脂粉乳を  
払い下げたというものでございまし  
て、これは大体長崎県で今回起りまし  
たところの約三十五万ポンドであるう  
と思っております。もつともそのうち  
長崎県のものにつきましては、三十五  
万ポンドのうちの十万ポンドが税関関  
係で抑えられておるよう承わってお  
ります。

○岡三郎君 それについては主税局長の方はどういう見解を持つておられるのですか。

○説明員(崎谷武男君) ミルクのうちで税関手続のございませんもの中には、おそらく税関手続をすれば税關長が当然承認したであらうと思われます。飼料などかいうものが、あるいはほんとうに腐つておったとかいうものがあらうかと思いますが、その辺は税關といたしましてはとにかく最終的には徹底をいたさなければなりませんので、文部省とも相談をいたしまして、今文部省のお調べになつた税關手続の済んでないものにつきましては、現在各税關におきまして各府県等を調査中でございます。

○岡三郎君まあ税關の方は、海の方から入つてくるのはたくさんあるので、忙しいので、実際問題としてはなかなか手のつかない状況なんですが、実情はほんとうにやつておられるのかどうか。

○政府委員(小林雄吉君) 税關は今ほとんど一生懸命やつております。実は府県段階より小学校の段階まで厳密に言えばやらなければなりません。小学校の段階までやるということはなかなか実は言うべくして容易なことではございませんが、その辺もできるだけやりたいということですが、今の段階といたしましては、さしあたり府県段階を調査しております。

○岡三郎君 結局まあこの問題は長崎県のよろんな問題からいろいろと波紋を投じて、その後新聞紙においてなおその他の類似的な県があるのではないかといふうな情報があつたわけなんですね。しかし私は何もこれを拡大曲解

して文部省等に質問するのじかなく、こういう事実がどういう経緯によつて實際は見つかつたのかという点についていろいろと検討せられるならば、やはりそれに伴ついろいろな投書とかいろいろな情報といふものがわれわれの方にもくるわけなんです、こういうふうな一つの問題があるようですね。しかしそういう一つの具体的な明確でないものを私はここで言いたくなから、これは言わないわけなんですが、その一つの経路として、文部省としてはそれに対していろいろとこれは無理に出したくないと思う点があるのでも、われわれも無理に聞きたくないと思いますが、その点もう一ぺんお聞かせを願いたいと思います。

がどこから来たかということを調査いたしましたところ、長崎県に十二月に学校給食会の方から送付したミルクであります。なお先ほどお答え申しました通りに、このまま漂つておる横流しのミルクが、そのまま放置いたしますと、あるいはさらに転売されるというようなことも懸念されましたので、東京税関の方にも御連絡を申し上げまして、一応東京税関に差し押さえをしていただきたいというのが糸口でございます。

○岡三郎君 その点はもうきようはだれもおりませんから、あまり言いたくないのですが、もう少し聞きますが、また今のような状態で業者筋の方からいろいろとそういう問題が提起されきたということについては、なかなか文部省当局でもそこまで目が届かないと思うが、実際問題として私が一つ考えていることは、今の中止でも、事故品ミルクという形で払い下げたことがあるかどうかと、こういうふうな尋ね方できてるわけです。私はやはりここに出ているところの事故品ミルク払い下げ数量というふうな形で資料をお出し願つておるわけですが、この中で果してどの程度まで事故品のミルクなんだ、私は。それで今後、これは主に一体どの程度までそうでないものが含まれているということ、この問題についての内容的な疑いを持つわけないでない。」ということになつておる税関長の承認を受けたときは、この他のやむを得ない理由がある場合においてといふことこの条項ですね、この内

○説明員(崎谷武男君) 本来学童給食用といふことで免税いたしておるのでござりますから、学童給食用に使えない不適格であるということになれば、ほんとうは免税したものでござりますので、関税をとらないで用途外に使用することは認めるわけにはいかないかと思います。まあそういうことでございますが、これも実はなかなかでござりますので、関税をとつたらそれでじや用途外の使用は何でも認めるのか、こういう問題になるかと思うのですがございますが、これも実はなかなかでございませんが、これもやはりなかなかでございますから、もともと給食会がアメリカから学童給食用として輸入しておるものでござりますから、関税を払つたからといって用途外使用に、いいものでも何でもいいとどんどん認めるというわけには参らないのですなからうかと、今さように考えておられます。また飼料に使うよな場合には、これは現実の問題として、今までの用途外の実績などを見ますと、飼料に使う場合はある程度はやむを得ないのじやなからうかと考えておりますが、この辺もう少し各省とも相談いたしまして、十分な基準を定めたいと考えております。

「他のやむを得ない」という場合です。この場合に税闕長がそれを認めるかどうかということになるように書いたものですが、税闕長は、一体その現場まで行って全数量調べてみると、うことを、係官をやってやらせるのかどうか、そういう点はどうなんですか。

生といふのは、割合に経済観念がないと言ふと失礼ですが、比較的に自分が純粹だから、間違った方向に使わなければ、少々のことはいいのじやないかと思うのです。ただ現状において、こういう事例が出たから割合によかつたが、またある程度のど元過ぎていけば、また事故品でないものを事故品払い下げ等の理由によってやられることがなきにしもあらず。そういうふうな点で、学校給食会なら学校給食会に、やはり文部省なり大蔵省がそういうものを検定するなり、明確にする場合の責任といいますか、そういうたはつきりしたもののが現在あるのかどうか、また、なかつたらそれを作つてもらいたいと私は思うのですが、あればいいのですが、その辺どうですか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のよ  
うに、昨年の十月から日本学校給食会  
は特殊法人になりまして、その事業計画  
の承認、あるいは価格の設定の認  
可、その他業務方法書による仕事の仕  
方、あるいは経理規定による金の取扱い  
等について厳重な規定を設けておりま  
すので、今後はその法規に基いて直  
違いなく処理していくようになるとと思  
います。従来は御承知のように、民團  
の一財団であったわけでございまし  
て、これはもちろん文部省所管の財団  
でござりますので、一般公益法人に対す  
る監督権というものはあつたわけござ  
いませんが、特に監視的な眼を光らせ  
てやるというような取扱いをしておら  
なかつたわけであります。今後は十  
分その点についても注意をして参りた  
いと思っております。

ら、学校建築。そういった問題ばかりでなく、こういった問題について一體どうなっているかという実情を聞いて、やはりそれに基いてふだんやまちのないような仕方をしてもらいたいと私は思うのです。特にこういうことは学童に関係あるものですから、われとしても神経質に調査しておけます。なかなか文部省としてはそれがのみが仕事ではないだけですから、十分には行かぬと思うのですが、主体的にみずから改正し施行されるような方法で監督を願いたい。こうしたことにして今日は終らしていただきたい。

○土田国太郎君 私もお伺いしたいのですが、こういうのは一つの職物だな。こいつは脱税品なんだからね。こういうものを買った方を处罚するお考えはないのですか。そういう方法を取るお気持はないのですか。つまりここに主税局長もいらっしゃるからだな。酒類のときは、密造酒品を買つて持つておると、没収であるとか罰金になるといふようなことがあるのですよ。同じような意味じゃないですか。だからそういう罰則を買ひ方にも設けてもらつたならば、これはふるそ上つて今度は買わぬでしょう。いわゆる一種の贋物だ。そういうことを御検討をなすつたらいいかがですか、どうです、文部省は。

○政府委員(小林行雄君) 今回の改正で、そういったものを譲り受け、それで巨利を博しておるといふよりないわゆるブローカーが今後取り締まることになるわけでござりますが、なだ、現在の給食から申しますと、大半はこれは輸入のものでござりますけれども、一部国内産を使ふというよう

な考慮をしております。その場合に、  
国内産については、この関税定率法の  
一部改正ができましても、罰則はない  
というような片寄った状況になります  
ので、輸入品との均衡上から、将来は  
国内産、これは補助金を一部出します  
が、そりいった国内産等の  
横流しについても何か処罰の規定が必要  
るんじやないかということで検討をいたしておられます。また小麦粉につきま  
しても、現在小麦粉を横流してはい  
かぬという規定だけはござりますけれ  
ども、それについての罰則もございま  
せんので、そりいつた点もあわせて検  
討いたしておる次第でござります。

○土田国太郎君 渡邊局長にちよつと  
簡単にアウト・ラインだけ聞きたいと  
思うのです。

こここの外国貿易船の入港のときの何  
かいろいろ手続があつて、今度はかく  
かくの事情によつて、今回提案の事情  
によつて、十五条の一項、二項を簡素  
化するという御提案のようですね。一  
体十五条、十六条、どんなことを手続  
する、簡単でいいのですよ。そのうち  
のどういうものを簡素化するのだとい  
うことをちよつとお教え下さい。

○説明員(崎谷武男君) 私から便宜お  
答えを申し上げますが、今、普通開港に  
入港いたします場合には、外国貿易船  
の場合、積荷目録、船用品目録、乗組  
員の氏名表、旅客の氏名表といったよ  
うなものを一切詳しく入港届に添えて  
出すわけあります。ところが現行法  
で、これは十五条の規定でございます  
が、現行法でも十八条におきまして、  
外国貿易船が開港に入港した場合に、  
船自体の使用する船用品以外のものを

積みおろしを一切しない、船用品だけを積みおろしをする、それで二十四時間以内に出港する、こういう場合には貨物の積みおろしをしないわけでございますから、特別な簡易な通関手続というのを定めています。この場合に今申し述べた十五条に規定しております自縛類を一切出さない、この簡単な出港手続による、こういう規定に現在の十八条はなっておるわけであります。今度は船用品だけでなく、乗組員の携帯品、それから郵便物、これだけしか積みおろしをしない、こういう場合には簡易手続でやる、こういう規定でございます。

それからさつき岡先生からお尋ねがありました罰則の問題でござりますが、これは今度の税関法改正では、税關の今度の免税で輸入した粉ミルクについてだけございますが、これはいわゆる買い受けた者も戻物として留せらる。税關法の方では輸入貨物の罰則がこれで整備される、こういうことにあります。

○岡三郎君 その内容はどん程度な罰則の内容は。

○説明員(崎谷武男君) これは税關法の百十条に規定しております普通の税關法違反で、五年以下の懲役、五十五万円以下の罰金、ただしこれが五十万円をこえる場合には、五十万円をこえて逋脱した課税額の十倍に相当する金額以下ということですから、もう少し聞かましょ。

○岡三郎君 ついでですか、その次にまた質問するのも文部省の方も大へんだらうと思いますから、もう少し聞きましょ。

それでさつき輸入といらやつでなくして、税關手続のないやつですね。これはいつごろまとまるか、両方に聞いておきたいのですが。

○政府委員(小林行雄君) 税關手続のないものについては、現在文部省としては、その内容については十分調査しております。

○説明員(崎谷武男君) 税關は、今文部省の資料も参考にしながら、各府県については小学校まで調べるつもりで、各府県についての調査はほぼまとまりかかっておる段階でございます。

その点は検察官その他とも打ち合せたり、また実際問題として、資料が検察官にあるものもござりますので、なかなか早く全部をまとめて上げるといふところでは、私ども希望はしておりますが、現実にはそこまで行っておりません。

○岡三郎君 この程度でまとめたもので一応金をとることになると、不公平を免かれないとじらないかと思います。その点どうですか、どの程度まである意思があるか。

○説明員(崎谷武男君) まあ税關はたしましては手の及ぶ限り調べまして、それではっきりしたものをちゃんと得ないものと思います。税關といつて、それではそういう形に、こういう結果になるのも私どもとしてもやむを得ないものだと思います。税關といつて、それでも手を尽してもわからない部分があるから不公平な結果になる、こういうことになるかわかりませんが、そ

の辺はできるだけ調査いたしましたが、どうしても手の及ばないものがあるのは漏れるかわりませんが、漏れた部分はどうしても手の及ばないものがある

分はどうも、できるだけ手を尽しますが、やむを得ないと御了解願います。

○岡三郎君 中央のですか。

○説明員(崎谷武男君) そうです。

○岡三郎君 今までの規定が独立するというのだが、どうなんですか。

○説明員(崎谷武男君) 今度各都道府県の給食会が独立するといふことです。

○説明員(崎谷武男君) 今度は用途外の使用を制限いたしまして、用途外の使用の制限を受けているところは税關が独立承認を受けまして、そのときに日本学校給食会に税關は強制徴収いたします。

○岡三郎君 大体推定してどのくらいの金額になるですか、この量から

いつて。

○説明員(崎谷武男君) 大体免税金額が年間で六、七億になるのが概算でござります。ですから今までのこの用途外使用の実績を見ますと、それが一%にもおそらくならないのではないかと思つております。その一%のうち、さらには徴税しなくとも、つまり変質した等の理由によりましてどちらでもいいのが若干あると思います。従つてかりに七億円といつてしまして、〇・五%れば差しつかえないといふ指示託を受けて、その指示に基いてそういうふうに三千五百六十万といたしまして、その指示に基づいてそいつをなつておるのではないかと思ひます。一応の推算でございます。

○岡三郎君 ここに出ております八千ポンドでございますが、これは大体いわゆる加熱をして使用すれば食品になるわけです。たとえばビスケットというようなものにおそらく

これが厚生省の検疫官がサンプリングして衛生試験所で培養検査した結果、この程度の雑菌であるならば加熱をす

ましても手を尽してもわからない部分があるから不公平な結果になる、こう

いうことになるかわかりませんが、そ

の辺はできるだけ調査いたしましたが、どうしても手の及ばないものがあるのは漏れるかわりませんが、漏れた部分はどうしても手の及ばないものがある

ことは、学校給食会の方にこれを、この程度の金でもとれますか、ほんとうに……。

○岡三郎君 長崎県からの未報告といふのはどういうふうに考えておりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在一応各府県などについて調べております。

○説明員(崎谷武男君) 今までの規定で、日本学校給食会からちらちらだいますか。その点につきましては、結局問題のか、その点につきましては、結局問題のバランスを考えまして、大いに力を注ぐべきか、注ぐべからざるかといふこともあるのですが、しかしながら、一つの秩序の問題でもございますから、できるだけの措置をしなければなりません。

○説明員(崎谷武男君) 今度は税關を徴収する、こういうことを考えておるのであります。

○岡三郎君 それから文部省に聞きましたが、この加工用ですね、この加工用の数量はそれほど多くないのですが、おもにどんな点に使われておるのであります。

○政府委員(小林行雄君) ここで出ております八千ポンドでございますが、これは大体いわゆる加熱をして使用すれば食品になるわけです。たとえばビスケットというようなものにおそらくこれが厚生省の検疫官がサンプリングして衛生試験所で培養検査した結果、この程度の雑菌であるならば加熱をす

ましても手を尽してもわからない部分があるから不公平な結果になる、こう

いうことになるかわかりませんが、そ

の辺はできるだけ調査いたしましたが、どうしても手の及ばないものがあるのは漏れるかわりませんが、漏れた部分

が、やむを得ないと御了解願います。

○政府委員(小林行雄君) 私どもの方でも実ははつきりいたしておりません。まあ資料にどういうふうにしたらいいかわからぬという府県からの報告でございます。

○岡三郎君 長崎県からの未報告といふのはどういうふうに考えておりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) この三番目において、二月の中旬、下旬に関係者が起訴されました。そのため文部省から詳細な照会をしておりますが、実際な関係書類が税關に提出を命ぜられております。まだ詳細な数字の報告は受け取っておりませんが、大体私ども耳で聞いたところでは、長崎県では約三十五万ポンド程度のものを横流しましたといふうに聞いております。

○岡三郎君 この給食会館といふのがだいぶよく建つておるということなんですね。この給食会館の費用の捻出の根拠、これは割り当てたり、いろいろな形にしておるわけですが、相当の金額になつておる。そういう点について、給食会館等を全国的にどう考えておりますか。

○岡三郎君 ただいまお尋ねの御趣旨が実はよくわからないのでございますが、東京の日本学校給食会の事務所の建築資金、これは民間の財團ができましたのが昭和二十五年でございますが、当時から実は日本学校

衛生会の一室を借りて仕事をしておったわけでございまして、非常に手狭でござりますのと、関係者の出入りが、各府県を対象としております関係から



